

第 27 号議案

豊川市ゆうあいの里条例の一部改正について

豊川市ゆうあいの里条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市ゆうあいの里条例の一部を改正する条例

豊川市ゆうあいの里条例（平成 8 年豊川市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 4 附属設備の利用料金の限度額（第 14 条、第 40 条関係）			別表第 4 附属設備の利用料金の限度額（第 14 条、第 40 条関係）		
設備の名称	単位	利用料金の限度額	設備の名称	単位	利用料金の限度額
(略)			(略)		
移動式屋外用 放送設備	(略)		移動式屋外用 放送設備	(略)	
マッサージ機	1 台	1 回につき 100			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市ふれあいセンターにマッサージ機を設置することに伴い、その利用料金の限度額を定める必要があるからである。